可兒弘明著
近代中國の苦力と「豬花」

井上裕正

本書の著者可兒弘明氏は中國南部沿海地方、特に香港における民衆の在り方を習俗、信仰などの視點から研究されておられるが、その成果の一部が『香港の水上居民――中國社會史の斷面――』（岩波新書、一九七〇年）として發表されたことは既に周知のところであろう。本書も亦、かかる著者の一貫した問題關心の所産である。卽ち、本書の「前言」及び「あとがき」に依れば、著者は香港の水上居民、所謂「蜑民」に關する資料を求めて、しばしば同地を訪れたが、一九七二年冬に、本書の基礎資料となる『保良局文書』に邂逅されたとのことである。

この『保良局文書』には「アヘン戰爭後、中國の南部沿海において顯著な社會問題となった『賣豬花』、すなわち女子を賣買ないし略賣して、中國から海外へ出洋させたできごとに關する」生々しい實態が「在地の中國人自らの記錄、あるいは『豬花』自身の記錄」の形で記載されていたのである。

著者の說明に依れば、「『豬花』については問題の所在が早くから氣づかれ、アメリカならびにマラヤ華僑史の少數研究者によってすでに先驅的な研究がなされて」いたが、「現實には研究が一種の膠着狀態におちいり、十九世紀の黙否として、歷史の暗闇の部分に置かれてきた。」「その原因は、明らかに、討論素材となるまとまった史料的根據が十分知られず」、從來の研究にあっても「なお基礎資料の多くを、生氣を缺いた植民地關係の公式記錄、政府刊行物、新聞などの斷片的記載に仰いで」いた點にあったという。著者が『保良局文書』に注目し、これと精力的に取り組まれた所以もそこにあったのである。

本書は、以上の說明からも既に明らかなように、「保良局文書を基礎資料として、文書に卽しながら廣東『豬花』の全體像を可能なかぎり新しく再構成し、改めて『豬花』の歷史的性格について檢證を加えようと意圖」されたものである。以下、內容を紹介するに先だち、本書の章別構成を記しておく。

Ⅰ　苦力貿易と「豬花」
一　近代中國の「豬仔」と「豬花」
二　アメリカ「豬花」と香港
三　香港保良局の開設
四　香港保良局文書の發現
五　新大陸から東南アジアへの旋回
保良局文書目錄
Ⅱ　「豬花」南航始末
一　二都の公娼制度
二　船政官問話
三　冒娶騙賣
四　既婚婦人の略賣
五　私逃する妻たち
六　略賣のひろがり
七　拐匪と民衆
八　二十世紀における概況

Ⅲ　妹仔制度と「豬花」
一　妹仔制度下における民衆の營爲
二　妹仔の社會體系、ならびに海外轉賣
三　妹仔の解放
Ⅳ　救濟の理論と實際
一　送還、領育、領婚
二　保良事業にみる半近代、半封建的性格
三　植民地統治と救濟事業
附篇　文書

一

第一章で著者はまず、從來の諸研究を參照、整理されながら、「豬仔」を俎上にのせる。「豬仔」とはアヘン戰爭後、苦力（＝華工）として歐米人に買い取られていった、貧農や破產者を意味する廣東方言である。「豬花」の歷史分析に先だち、まず「豬仔」を取り上げる理由について、著者は次のように說明されている。

「苦力とちがい、『豬花』は直接歐米人によって中國から買い取られていったわけではないのであるが、『豬花』もまた、つまるところ中國の半植民地化、ならびに資本主義列強による世界の再編成にもとづく顯現の一つであったといわなければならない。從って『豬花』の歷史的個性について檢證を加えるためには、近代無資本移民として中國苦力にも照射をあたえ、その文脈の中で問題をとらえなければ十全ではないのである。本書の第一章において苦力問題を研究枠組に取り込み、かつ書名に苦力の字句を插入したのはこのためである。」（「前言」頁ⅶ）

以下、第一章の內容を要約していこう。

第一節。無資本移民としての中國苦力はアヘン戰爭以前から海外に登場していた。しかし、アヘン戰爭後のいわゆる近代勞働移民としての苦力は、中國の半植民地化と歐米資本主義とが生んだ低賃金勞働者であり、外國商會あるいは移民募集機關が、中國本土において直接募集に當り、外國船によって、劣惡な條件下に輸送し、現地では奴隸的に使役した。しかも南北アメリカ、オセアニア、東南アジア、オーストラリアから一部インド洋にわたるグローバルな規模で大量輸送を行なったものであり、アヘン戰爭以前とは一變した局面が現出した。

このような意味での苦力貿易は一八四五年から七四年にかけて行なわれ、その間五十萬人の苦力が輸送された。苦力貿易が一つのピークに達した一八五九年、アロー號事件後イギリス、フランス連合軍に占領されていた廣州において、廣東省民の海外渡航が公認され、翌六〇年、英清北京條約第五條並びに佛清北京條約第九條の規定により、中國人の海外渡航が自由化され、ここに海外移住の禁止は事實上死文と化した。

一方、「豬花」は今のところ、一八五〇年代初頭、苦力貿易より數年おくれてはじまるとみなすのが妥當である。また、中國人の海外渡航が自由化されても、女子の場合は移民に同行する妻子だけに限られ、單身女子に對する渡航禁止は基本的に變化をきたさなかった。このことは支配者意識の中で、儒教的家族主義による女子渡航の規制がいかに強固なものであったかを示唆すると同時に、それが社會慣習として民衆意識の中に根強く殘っていたことをも示している。

第二節。一八六〇～七〇年代、「豬花」強賣がますます顯在化していくにつれ、その絕好の港となったのは香港とマカオという、いずれも清朝の主權が及ばぬ港灣都市であった。就中、南京條約により イギリスの直轄植民地となった香港の繁榮は、アヘン貿易と並んで苦力貿易によるところが大であった。香港では、中國人船客法の施行、華民政務司の新設、香港條例の發布などによって苦力輸送の監視體制を強めたが、いずれも殆んど無力であった。その理由は香港が人口の九四―九八パーセントを中國人が占めるという、半封建的な中國社會を內藏した都市であり、イギリスの植民政策の原理が中國人の傳統的秩序を破壞せず、むしろ舊秩序の仕組を利用して、間接的に統治するものであったため、半封建的な中國社會の民事慣行たる人身賣買を存續させ、結果的に人身の海外強賣を助長したからである。

香港を經由する中國人移民の渡航先は、一八六〇年代にオーストラリアに代ってアメリカ（主にカリフォルニア）が一位となる。アメリカ移民の主體が廣東幫であったように、アメリカ「豬花」も亦、廣東女子を人的要素とした。「豬花」の賣買に當ったのが「堂會」と呼ばれる、外地で同姓あるいは地緣集團を形成できない微弱な下位の孤立的勢力が本國の會黨にならって組織した團體であった。

七〇年代に入ると、カリフォルニアにおける堂會及び「豬花」の存在は社會問題として表面化し、その結果、一八七五年に香港のアメリカ領事は渡航審査を開始し、問題のある女性の渡航申請を許可しないこととした。そして同じ頃、香港在住の中國人紳商間でも「豬花」の防止が問題となり、遂に一八七八年、香港保良局が開設される。

この香港保良局開設の經緯について、著者は第三節で詳しく說明され、つづく第四節において、本書の基礎資料である『保良局文書』に關して、その內容、特徵、意義を述べられている。

さて、著者の調査に依れば、この文書は光緒八（一八八二）年より宣統三（一九一一）年に至る間の文書一一五綴、中華民國より太平洋戰爭に至る間の文書一五五綴、合計二七〇綴が現存している。また、文書中の「豬花」供述書は、入念な尋問を經て作成された結果、その內容はけっして形式的ではない。しかも人身賣買被害者だけでなく、近鄰者、親緣者、誘拐容疑者などの供述書、調書を含んでいることがあるため、被害者が身を置いた社會の全體構造や倫理の脈絡のなかに人身賣買の論議をにつめ、「豬花」賣買の展開をあとづける試みを容易にする、と述べられている。

ところで、文書中最古のものは一八八二年三月のものであるが、第五節で詳述されているように、一八七〇年代を境に、「豬花」の主流がサンフランシスコから東南アジアへ旋回しており、その結果、『保良局文書』に東南アジア方面への「豬花」をより多く記錄させることとなった。

二

第Ⅱ章以下において、著者は『保良局文書』中の記錄を隨處に引用されながら、「豬花」の實態及びその社會的背景を剋明に追究されている。まず第Ⅱ章では、本書の主題である「豬花」に正面から取り組まれている。

第一節。十九世紀における香港―海峽植民地間の「豬花」強賣

は、(1)娼妓を南航せしめるもの、(2)貧家が實の娘を海外の傳を賴って直接賣却したもの、(3)中國内において金錢で賣買された女子を買主が南航せしめ、現地の轉買主がその女子を侍妾、娼妓、養女、妹仔（第Ⅲ章で詳述）として使役もしくは轉賣したもの、(4)中國内において誘拐、騙賣など略賣した女子を南航させて、現地到着後に轉賣したもの、(5)中國内で略賣した幼女を南航させ、現地で養女として娼家などへ轉賣したもの、以上の五類に分類できる。

また、華僑社會の特徴として、先ず男子過剰の華僑社會が海外に成立し、後から婦女子の強賣問題が發生している。このことは「唐行きさん」を先頭に立てて東南アジア進出を行なった同時代の日本とは對照的であり、「唐行きさん」と「豬花」は、歷史の背後狀況においてかなり異なるのが眞實だと思われる。

第二節。香港において、船政官ないし船頭官の「問話」とか「問話點名」と呼ばれる移民審査が行なわれた。しかし、船政官の問話は形骸化し、誘拐犯人や買主の教唆をみやぶることができなかった。また、官憲の横暴と收賄も絕えず、船政廳の移民審査もこの例外ではなかった。

第三節。婦女子を略賣する常套手段の一つに「冒娶騙賣」がある。これは結婚を口實とする女子の略賣であり、未亡人を略賣する手段としても用いられた。このような手段が效を奏する背景のひとつに、登記を前提としない婚姻制度ならびに婚姻慣習があった。

第四節。廣東省の略賣對象には「婦」すなわち既婚女性を多數含み、「女」すなわち未婚女子に被害者が限定されなかった。むしろ前者が多かったと思われる點に特質がある。既婚女子の略賣の背後にあったのは貧困という經濟的理由であるが、それと同時に、夫ならびに家姑の虐待など、社會的要因も看逃せない。

第五節。十九世紀末の保良局文書で著しく目立つのは、妻あるいは侍妾が夫家を逃散していることである。その理由としては、無子の婦であること、嫁どうしの不和、夫の女性關係、妻妾制度などがある。私逃は絕望的な自己解放であり、その何人かが海外へ渡り、「豬花」となる運命に甘んじたに相違ない。

また本節では、結婚を否定する女性の仲間組織である「金蘭會」にも言及されている。

第六節。香港を經由して強賣される「豬花」の出身地は廣東省が勿論多いが、一八九七年の中緬條約附款によって西江の内河航行權が解放されると、廣西省においても海外に關連した人身略賣がより盛んとなった。他方、海外の渡航先はシンガポールが中心であるが、そこが「南の十字路」となって、ペナン、マレーシア内陸部、インドネシア、さらにはサンダカン、ヴェトナム、タイにも及んだ。また、「豬花」南航の風潮がヴェトナム女性の海外略賣を派生させた。

第七節。本節では人身略賣の加害者側に視點を移して考察がすすめられる。「綁票」すなわち暴力的な人身強奪において、犯罪は一種の集團組織ないし連絡網をもって行なわれ、複數の人員が連繫して計畫的な人身略賣を行なった。このような犯罪は無賴、棍徒、土匪の類に限定されず、むしろ一般民衆によって行なわれたところに、この時代における婦女子略賣の特色がある。十九世紀の半封建中國における獨自の原理からする固有の物指し、つまり儒教的孝道からすれば、人身賣買を本質的に犯罪行爲であるとする意識が民衆のなかに薄かったのではないか、と思わざるをえない。

第八節。二十世紀に入っても「豬花」出洋は續いたが、その終期を一應の目安として一九三〇年代初頭に置くことも不可能ではない。その理由は、一九二〇年代末から三〇年代前半にかけて、香港と海峽植民地において娼妓と妹仔が制度として否定されたこと、その時期の保良局文書に「豬花」關係の資料が殆んど姿を消すことである。從って、「豬花」出洋の繼續期間を一八五〇年代初頭から一九三〇年代初頭にわたる約八〇年間と假定的に考えることは可能である。

かくも長期間に亙って續いた近代廣東における「豬花」は、十九世紀のイギリス資本主義によるアジアの植民地化、半植民地化が生んだ近代華僑社會の形成過程における廣東の苦惱であったと同時に、內なる半封建的社會の產物でもあるという、いわば二重に搾取された存在であった。

三

第Ⅲ章。人身賣買や略賣と不可分の關係にあり、略賣の弊源となった存在として「妹仔」がある。「妹仔」とは廣東方言で、對價を接受して人身支配權を移轉され、買主の身分的な奉公人となった幼女、少女を指す。

さて、『保良局文書』には「豬花」、娼妓、侍妾の前歷が多く「妹仔」であったことを示す研究上有益な資料が見られるほか、「妹仔」賣買の實際、買主の倫理、買主と賣主の社會的分布、「妹仔」自身の生活實態などを示す好資料に滿ちている。そこで本章では、「豬花」出洋が舊社會の構造と倫理體系の中で、長い歷史をもった「妹好」賣買のなかの一現象であった側面を檢討されている。

第Ⅳ章。保良局に收容された人身略賣の被害者は、その大多數が條件附きで愼重裡に、家族、親類、養家に身柄を送還された。それ以外は、養子、養女として他者に撫養させ（領育）、あるいは、結婚相手を選び、保良局が親代りとなって結婚させた（領婚）。

このような保良局の事業には、中國における婦女子保護史上、注目すべき新潮がみられたが、それはむしろ華民政務司による行政指導の結果と看做すべきであり、保良局はつまるところ假面の下は前近代的な身分制度の擁護者にすぎなかった。なぜならば、保良局を設立、運營した商業資本家がめざす解決の仕方は、結局は封建強化であり、具體的には前近代の土壤に根ざした「家」への回歸だったからである。保良事業の狙いは婦女子の擁護にあったのではなく、實は傳統的な婦道にもとづく生活規範を婦女に自覺的に樹立させるところにあった。女性の人格を認めることがまだ薄かった時期の中國における女性保護の歷史上、保良事業は確かに一步「進んだ」存在たりうる可能性を有していたが、すくなくとも一九三〇年代初頭まで、それは女性保護の高揚を構想することなく、萌芽のまま終っていたのである。

本書の最後の部分で、著者は保良局の財源の分析を通して、香港政廳が保良局を植民地支配の補完裝置として重視していたことを指摘され、その點に、保良事業がイギリス植民地主義と同居しえた理由を求められている。

四

以上、出來る限り本文を引用しながら、本書の內容を紹介した。しかし、紙數の制限もあり、本文だけでも四〇〇頁に近い力作であ

る本書の内容をすべて紹介することはできなかった。次に、讀後感と若干の疑問點を述べさせて戴いて、評者の責を塞ぐこととしたい。

まず、著者が本書の著述で主眼とされた、「豬花」の全體像と歷史的性格の解明についてであるが、『保良局文書』に依據しえたことにより、「豬花」の實態とその背景、つまり全體像はかなり具體的に明らかにされている。また、歷史的性格についても、不可分の關係にある「豬仔」の理解を前提に、「豬花」が當該時代の中國社會の性格、ならびにイギリス資本主義のアジア侵略と有機的に連關していたことを解明された。ただ、これと關連して著者はしばしば中國社會の「半封建」「半植民地」的性格に言及されているが、かかる概念で規定される社會とは著者の理解の中でどのような社會を意味するのであろうか。それを明らかにすることが中國近代史研究にとって最大の課題であると思われるだけに、評者としては著者のより詳しい説明がほしかった。

次に、第一章第一節に關して二つばかり述べておきたい。まず第一に、著者は苦力移民增大の國內的理由として、廣東省における破產農民や失業者の激成を指摘されている。しかし、このような狀況は、乾隆末以降、程度の差こそあれ、中國各地に共通した狀況ではなかったか。著者も觸れておられるように、人口の大移動という點では四川省や東北地方へのものもあり、より規模の小さいものであれば、恐らくかなりあったに相違ない。かかる人口移動をもたらした社會的矛盾を背景に、「邪教」、「會黨」、少數民族による反清朝運動がほぼ全國的に展開されたことは、既にいくつかの研究によって明らかにされたところである。そこで、本書の書評からやや外れるが、今後我々がなすべき研究のひとつの方向として、國內における人身略賣の實態、つまり海を渡らなかった「豬仔」や「豬花」の存在にも眼を向ける必要があるのではなかろうか。

第二に、著者は從來の諸研究において、苦力貿易を「十八世紀末から十九世紀にかけてたかまりを示したアフリカ黑人奴隷解放運動と直對關係をもたせて説明を下すのが支配的である」ことに疑問を提されている。その理由として、「この圖式的説明は、苦力の當事國であった中國の存在を二義的に扱うため、苦力貿易のもつ歷史的個性を薄れさせ、本質から眼をそらさせるきらいがある」と述べられる。そして、苦力貿易の本質を「當時における資本主義の再生產構造のなかで、中國が貿易差額を苦力提供の形で決濟させられた」點に求め、苦力が「アヘン對價」であったという歷史的個性を指摘されている。

この指摘には、ここ數年アヘン問題に取り組んでいる評者もおおいに啓發されたことを認めねばならない。しかし、苦力貿易をアフリカ黑人奴隷解放と直對的に捉えることに對して、著者が圖式的であるとして斥けられる點について、若干の意見を述べたい。

著者が指摘されるように、兩者を直對的に把えることに無理があり、且つ當事國である中國の存在を充分重視すべきだとしても、資本主義の世界市場形成という世界史の大きな流れのなかで、兩者は勞働力の問題として關連づけて理解すべきではなかろうか。著者が重視されるアヘンを含めた中國貿易そのものが、形成されつつあった資本主義の世界市場の中に不可缺の要素として既に組み込まれていたのである。また、近年我が國にも紹介されたエリック・ウィリアムズ氏の諸研究（例えば、中山毅譯『資本主義と奴隷制』理論社

一九六八年、川北稔譯『コロンブスからカストロまで――カリブ海域史、一四九二―一九六九』Ⅰ、Ⅱ　岩波書店　一九七八年）もやはり両者を關連づけて捉えているが、評者もこれに同意したい。著者も亦、苦力貿易を「中國が巻き込まれた世界市場におけるきわめて組織化された植民地的收奪の顯現」と看做しておられるのであるから、両者の不連續性を強調されることで世界史上における苦力貿易の位置がかえって見失われてしまうのではないか、と評者は恐れるのである。

以上、本書の讀後感を主に第Ⅰ章第一節を中心に述べさせていただいた。それは當該部分が評者の專門分野に近いという理由、つまり評者の微力のためにほかならない。その點について、著者並びに讀者の御海容をお願いしたい。

本書の眞價は何といっても『保良局文書』を驅使された部分にある。この文書は『香港保良局史略』（一九六八年）にその一部が引用されたほか、これまで全くといってよいほど利用されなかったという。著者は「保良局文書の發現は、植民地史研究に新たなる視野を開く具體的な刺激をあたえることであろう」と述べられているが、まったく同感である。この資料が第Ⅱ章から第Ⅳ章までの隨處に、現代日本語に飜譯されて多數引用されている。廣東方言を含む原文を著者が勞を惜しまず譯解されたことに敬意を表したい。「廣東の民衆にとって近代の跫音が一體何であったのか」という著者の問題設定に、ひとつひとつの記錄が肉聲で答えているといっても過言ではないだろう。

尙、『保良局文書』については、その目錄が第Ⅰ章の終りに、また、文書中の記錄については、その一部（六十四件）が卷末に附篇として收錄されている。加えて、地圖（廣東省圖、珠江沿岸圖）、索引が讀者に便宜を與えている。

一九七九年十二月　東京
岩波書店　A5判　四六七頁